

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行過程の研究(3)  
— 昭和24年10月以降の刊行経緯から —

A Publication History of “Music and Rhythm Guidelines for  
Kindergarten Educators”(1953)—Part 3  
— Publications Published after October, 1949 —

田 邊 圭 子

要旨

本稿は、昭和24年10月以降の文部省による幼稚園教育課程や幼児指導要録作成の動き及びその中の「リズム」、「動きのリズム」の取扱いを中心に検討することを通して、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が音楽に傾斜した背景について考察を試みるものである。

史料から、文部省が幼稚園の教育課程を小学校との関連において考えていたことや日本の独立後の文部省の姿勢の変化、『保育要領』の「リズム」が身体的な運動や表現として十分理解されなかった可能性、「動きのリズム」に対する現場の理解が十分浸透しなかったことなどが、音楽傾斜の背景として推察された。

キーワード：幼稚園のための指導書 音楽リズム(music and rhythm guidelines for kindergarten educators)／リズム(rhythm)／動きのリズム(movement rhythm)

I. 問題の所在

本研究は、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が刊行されるまでの経過を明らかにすることにより、音楽に傾斜したもので終わった背景について考察を試みるものである。

これまで筆者は、坂元彦太郎の「リズム」構想及び保育要領改訂委員会設置の経緯についてまとめ<sup>1)</sup>、昭和24年9月に開かれた保育要領改訂委員会資料と、保育要領改訂委員へのインタビュー調査から、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が音楽に傾斜した背景として、昭和24年保育要領改訂委員会の委員構成の偏り、司令部の意向で短期間での原稿完成に向けて議論が急がれ時間切れになった可能性を推察した。また、保育要領改訂委員会における身体的な動きや表現に関する内容の削減と音楽への傾斜、「リズム」という用語の使用経過、邦正美の「動きのリズム」という用語へ

の関与について推察した<sup>2)</sup>。しかしそれ以降、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が刊行される昭和28年までの経緯を明確に示す史資料は見当たらない。

II. 研究の方法と目的

本稿は、昭和24年10月以降の文部省による幼稚園教育課程や幼児指導要録作成の動き及びその中の「リズム」、「動きのリズム」の取り扱いを中心に検討することを通して、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が音楽に傾斜した背景について考察を試みるものである。

研究には、国立教育政策研究所教育図書館所蔵「大島文義旧蔵文書」に収められている史料や『幼児の教育』等、保育要領改訂委員会委員による当時の状況が記されている雑誌を用いた。

TANABE, Keiko

北陸学院大学 人間総合学部 幼児児童教育学科  
身体表現、保育内容 表現Ⅰ・Ⅱ

### Ⅲ. 「教育課程」の作成と「音楽」と「リズム」の取り扱い

#### 1. 昭和24年中頃からの文部省による幼稚園の「教育課程」と「指導要録」への取り組み

坂元彦太郎は、文部省を離れた昭和24年6月頃の文部省の動きについて、次のように述べている<sup>3)</sup>。

私がやめるころ、省内には、学校教育全体について、「基準」をつくったらどうか、幼稚園にも、といったことが論議されていました。教科課程とか保育課程とか、いわゆるカリキュラムにあたることばとして「教育課程」といおうではないか、とこれはほとんど定まっていました。また、保育要領も、幼稚園の教育課程の基準を示すものとして幼稚園教育要領とよぼうという議もでていました。また、指導要録も私の在任中に、小学校の方はすませましたから、幼稚園のものに手をつけようということになっていましたが、いわゆる評価にどういう柱をたてるかがいちばん問題でした。その柱や幼稚園教育課程の内容の問題について、後の六領域が浮かんだり消えたりしていました。

これらからは、坂元が辞める頃から、文部省では『保育要領』に代わる幼稚園の教育課程の内容と「指導要録」について取り組もうとしていることが窺える。

#### 2. 「教育課程審議会総会議事録」(昭和24年12月)にみる「音楽」「リズム」の取り扱い

『大島文義旧蔵文書目録』には、昭和24年に開催された「教育課程審議会」に関する第1回から第4回までの議事録が残されている。

この中で、幼稚園に関する議案の記載は、「第4回 教育課程審議会総会会議事録」(大蔵文義旧蔵文書目録 資料番号26. ⑧)の中に見られる。この会議は、昭和24年12月19日に開かれているが、この史料からは後述するように、『保育要領』の「リズム」に対する文部省の姿勢が窺われる。

なお、教育課程審議会の職務とは、『大島文義旧蔵文書目録』の「教育課程審議会令(政令第275号)」(大島文義旧蔵文書目録 資料番号26. ①)

(昭和24年7月18日)によれば、文部大臣の諮問に応じ、教育課程に関する事項を調査研究審議し、及びこれらに関して必要と認める事項を文部大臣に建議するものであった。

#### (1) 幼稚園と小学校との関連

「第4回 教育課程審議会総会」によれば、「幼稚園教育課程について」が提案されている。提案理由について、最初に大島初等教育課長が、次のように述べている。

別紙法律案第50条は学校教育法第77条の目的及び第78条の目標の項目に基して子供の経験活動を取りあげている。保育要領に掲げている項目は子供の実際活動例を示したものでこれと学校教育法の第77条及び第78条とがどのように連関するのかということになる<sup>4)</sup>。

大島が述べている「別紙法律案第50条」とは、『大島文義旧蔵文書目録』に収められている、「学校の教育課程及び編製の基準に関する法律案」(大島文義旧蔵文書目録 資料番号25)ではないかと推察される。その理由は、この会議における審議内容が、この法律案第50条に記載されている「教育課程」の内容と合致するからである。

「学校の教育課程及び編製の基準に関する法律案」に記載されている、第50条「教育課程」に関する記載は次の通りである<sup>5)</sup>。

第五十條 幼稚園の教育課程は、学校教育法第七十七條及び第七十八條の目的及び目標を達成するために、幼稚園の指導計画に基づき行われる言語、社会、理科、音楽、保健体育、繪画、製作その他を中心として行われる幼児の心身の発達に有効な活動及び経験とする。

大島の発言にある学校教育法 第七十七条とは、幼稚園の目的を示したものであり、「幼稚園に幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」<sup>6)</sup>である。

また、第七十八条とは、幼稚園の目標について示したものであり、保育に関する以下の5項目が挙げられている<sup>7)</sup>。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。
- 三 身近の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。
- 四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。
- 五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

である。

以上のことから、文部省は、幼稚園の教育課程について、学校教育法第77条の目的及び第78条の目標の項目を基にして作成された、「法律案第五十条」と『保育要領』の項目との関連を検討していることが窺われる。

## (2) 「リズム」が「音楽」に含まれるという文部省関係者の見解

大島による、提案理由説明の後、三木事務官により、次のような経過報告が記載されている<sup>8)</sup>。

昔の幼稚園はこの目的とは異なつたものであつた。また唱歌、遊戯等を教科的にとりあつた嫌があつた。第78條に目標が示されたわけで、その実際は保育要領の中に12ばかりならべてある。幼児に言語とか社会とかを教えると、とつては困る。むしろこれを通じて幼児の心身の発達に有効に活動、経験とすることを養うことにある。「国語」を「言語」とし、「算数」ははぶいた。「理科」については「観察」とゆうことをさけた。リズムも音楽の中にも含まれていると考えている。

三木事務官の経過報告の中で述べられた、「保育要領の中に12ばかりならべてある」という発言は、『保育要領』の12項目の「見学」、「リズム」、「休息」、「自由遊び」、「音楽」、「お話」、「絵画」、「製作」、「自然観察」、「ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」、「健康保育」、「年中行事」である。

また、「リズムも音楽の中にも含まれていると考えている」という三木事務官の発言は、坂元が同年6月に文部省を出た後に示された、文部省の方向性を示すものとして注目すべき点である。

三木事務官の経過報告の後、この会議では、委員による質疑応答が行われている。しかし、質疑応答において、三木事務官による「リズムも音楽の中にも含まれていると考えている」という発言に対する委員からの意見は、全く出ていない。このことから、この会議が開かれた時点において、文部省だけでなく、教育課程審議会委員においても、『保育要領』の「リズム」を「音楽」として取り扱うことに対する異論がなかった可能性が窺える。

教育課程審議会に保育要領改訂委員であった大島文義が文部省初等局長として参加しているが、委員の中に保育要領改訂委員の山下俊郎の名前が見られることは注目すべき点である。また、保育要領改訂委員の三木安正（文部省初等中等教育局視学官）と三木事務官が同一人物である可能性もあるが、確かめることはできなかった。

会議は議長が、質疑応答の結果を以下のようにまとめて終わっている。

幼稚園の教育課程は学校教育法第77条及び78条の目的及び目標を達成するために指導計画に基づいて行われる言語、社会、自然観察、音楽、健康、図画、製作その他幼児の心身の発達に有効な活動及び経験とする

## 3. 「幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会」の発足（昭和25年1月）

文部省では、昭和25年1月に「幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会」が発足している<sup>9)</sup>。

この協議会に関する資料として、『大島文義旧蔵文書』には、「幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会について」（大島文義旧蔵文書目録 資料番号63. ②）が収められている。

同史料は、昭和25年1月6日付で文部省初等中等教育局長名により作成されたものであり、記載されている内容は、名称、協議事項、開催回数、委員、その他、である。

協議事項は、(1)幼稚園の教育課程について (2)幼稚園の指導要録作成について (3)幼児教

育における指導上改善を要する事項 (4)幼稚園の施設設備等の再検討である。

開催回数は、昭和25年1月より3月までの間15回である。委員は22名から構成されているが、委員の中に保育要領改訂委員である山村きよの名前が見られることは、注目すべき点である。

その他には、「なお、第一回会合を一月\_\_：三日午前十時より文部省において開きます」と記載されている。日については不明であるが、第一回会合の日時を知らせるものである。

昭和24年6月頃には、文部省は、『保育要領』に代わる教育課程の内容と「指導要録」について取り組もうという姿勢があらわれはじめていることを前述した。「幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会」における協議内容から、昭和25年初めには、文部省において、幼稚園の教育課程と指導要録の作成が本格化したことが窺われる。

しかしその後、「幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会」は、CIEの要請もあり、実際には幼児指導要録作成のための協議だけで終わった<sup>10)</sup>。

#### IV. 「幼稚園教育課程」及び「保育要領」の改訂のための「幼稚園教育課程研究協議会」(昭和25年2月)の開催と現場の反応

##### 1. 「幼稚園教育課程研究協議会」開催の主旨

『幼児の教育』<sup>11)</sup>には、「幼稚園教育課程研究協議会開催について」(官庁公示連絡事項)が載せられている。これは、昭和25年1月16日付で、文部省初等中等教育局長名により都道府県教育委員会及び知事宛に出されたものである。

冒頭の「幼稚園教育課程研究協議会開催について」<sup>12)</sup>には、

このたび幼稚園の教育課程及び保育要領の改訂について本省内に協議会を設置し、この教育につき調査研究を重ねてきましたが、各方面からの熱望もあり、地方の実情も十分考慮する必要もあると思われますので、各地区に研究協議会を開催することになりましたから、別紙要領をご了知の上、貴管下幼稚園関係者をご選定の上、はけんさせるよう何分のご配慮を願います。

と記載されている。

また、「趣旨」には、「幼稚園の教育課程及び保育要領の改訂につき、地方の実情を充分考慮するとともにその趣旨を広く徹底させ幼児教育の諸問題について研究協議し、この教育の発展を期することを目的とする」と記載されている。

これらのことから、この会の主旨として、次のことが窺われる。

第一に、文部省内に幼稚園の教育課程及び『保育要領』の改訂に関する協議会が設置されており、教育に関する調査研究が重ねられていたことである。

第二に、文部省内で進められていた研究は、各方面から熱望されていたということである。

第三に、文部省側も、地方の実情に対する考慮の必要性を考えていることから、文部省に設置された協議会における協議が終了したわけではなく、その後も協議が続けられるということである。

第四に、文部省側が、幼稚園の教育課程及び『保育要領』の改訂を示しており、その主旨を広く徹底させようとしていることである。

##### 2. 「幼稚園教育課程研究協議会」の開催と「音楽とリズム」(保育要領改訂)の実施

「幼稚園教育課程研究協議会開催について」からは、同協議会の概要が窺える。参加資格は、「国立、公立、私立の幼稚園園長、教員及び指導主事並びに幼稚園教員養成所関係者の中から都道府県教育委員会及び都道府県知事が選定した者」である。

その他には、「各都道府県の参加代表者は、その都道府県の幼稚園の現況及び研究物(主として教育課程に関するもの)等参考となるべき印刷物五十部を持参すること」と記載されている。

また、宮城県、静岡県、兵庫県を会場にして開催されており、全国の都道府県参加者がこの3会場に割り振られている。各会場における開催日と参加都道府県数及び人員は、宮城県(2月27、28日、14県、106人)、静岡県(2月21、22日、12県、103人)、兵庫県(2月10、11日、20県、155人)である。

表1は、記載されている時間割を転記したものである<sup>13)</sup>。

表1 時間割

	午前		午後		
	9:00	9:50	12:00	13:00	16:00
第一日	開会式	デモンストレーション 及びその研究協議		音楽とリズム (保育要領改訂)	懇談会
第二日	音楽とリズム			教育課程等討議研究	閉会式

時間割に、「音楽とリズム（保育要領改訂）」と記載されていること及び、2日間の日程の中で「音楽とリズム」の全体に占める割合が高いことは注目すべき点である。

また、各都道府県参加代表者に都道府県の幼稚園の現況及び教育課程に関する研究物等を持参させ、時間割の中に教育課程等討議研究の時間を設けていることから、「幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会」に関する報告が行われている可能性が示唆される。

### 3. 「幼稚園教育課程研究協議会」における『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の原案の発表

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の「まえがき」には、刊行まで数多くの保育要領改訂委員会を開いたことに加え、「兵庫・静岡・仙台などの各地で、本書の原案についての発表会をかねてひろく各地方の意見を聞く機会を得たこともありがたい事であった。」<sup>14)</sup>と記載されている。

また、保育要領改訂委員の山村きよは、『幼児の教育』の中で、「この『書』（補：『幼稚園のための指導書 音楽リズム』を指す）が出ない前に中間報告の意味で文部省が全国を三班に分けて説明会をもたれたことがあります」<sup>15)</sup>と記載している。

これらのことから、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』刊行前に、原案についての発表会が「兵庫・静岡・仙台などの各地」で開催されており、中間報告の意味で文部省が全国を三班に分けて説明会を持ったことが窺われる。

以上のことから、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の「まえがき」が示す、「原案についての発表会」及び山村が、「中間報告の意味で文部省が全国を三班に分けて説明会を」もったと記載しているのは、「幼稚園教育課程研究協議会」と考えられる。

### 4. 「幼稚園教育課程研究協議会」後の「動きのリズム」に対する現場の反応

「幼稚園教育課程研究協議会」開催が「動きのリズム」に対する現場の理解に及ぼした影響について、保育要領改訂委員の山村きよによる回想から検討する。

#### (1) 一番の問題としての「動きのリズム」

前述したように、「幼稚園教育課程研究協議会」において、「音楽とリズム」は多くの時間を割いて行われた。

これに対する現場の受け止められ方や反応について、山村きよは『幼児の教育』に次のように記載している<sup>16)</sup>。

中間報告の意味で文部省が全国を三班に分けて説明会をもたれたことがあります。その直後から「資料編はまだか、まだか」としつつ皆さんからたずねられただけにこの本（補：『幼児のための指導書音楽リズム』を指す）を手にして一番喜んだのも又私かもしれません。資料編がいつまでも出なかったために一番多くの問題をもった「動きのリズム」ではあちこちに「イミテーション」とも考えられるような説明書がかかれたり、又発表会をもたれたりして内容は今までの表情遊戯の取扱い方と少しも変わっていないのに「動きのリズム」の改訂されたものとして図まで昔のままのような示し方をしては多方面に発表されたことなどもあってここにも根ずよくはった「幼稚園のマンネリズム」を感じてきた一人です。

そこでもう少し具体的な指導過程、指導の実際を示していただき度いものと再々文部省にもお願いしてみたり資料を提きようしてきたりしましたが、あの頃はCIEの関係もあったり、又「文部省」の立場としては、又昔のような模倣を主にした「幼稚園の表情遊戯」と同じようなことになるのではないかと心配されてか？……

山村が「根ずよくはった幼稚園のマンネリズム」と表現する背景には、現場に「遊戯」が深く浸透していたことがあげられる。また、それを否定し

て、新たに「動きのリズム」を受け入れることが、現場にとって容易ではなかったことが推察される。

## (2) 現場における「動きのリズム」に対する理解のなさ と資料集出版への要望

山村による回想には、「幼稚園教育課程研究協議会」直後から、現場が具体的な指導過程、指導実際を示した資料を求めた様子が記されている。このことは、中間報告の意味で説明された「音楽とリズム」は、2日間の研究会では充分伝わらなかったことが窺われる。

また、同協議会では、「音楽リズム」の特に「動きのリズム」が現場に十分理解されずに終わっただけでなく、「動きのリズム」という言葉を使った昔のままの遊戯の内容の解説書や発表会が行われるなど、「動きのリズム」が現場の理解を混乱させるに至ったことが推察される。

## V. 「幼児指導要録」(昭和26年3月)における「音楽リズム」と「動きのリズム」の採用

### 1. 「幼児指導要録」の刊行

「幼児指導要録」は、昭和26年に公表された。それは、昭和24年に小学校で指導要録の様式が示されたことになり、昭和25年1月に設置された「幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会」により作成されたものである<sup>17)</sup>。

指導要録は、従来からあった学籍簿と個々の子どもを指導するための累積記録とを合体したようなものであり、初等中等教育局長の通達(昭和26年2月)には「おのおのの幼児の成長発達の経過を全体的、継続的に記録して、幼稚園における幼児の指導を前より適切にするための原簿である」と述べている<sup>18)</sup>。

「幼児指導要録」の「趣旨」は次の通りである<sup>19)</sup>。

- (1) おのおのの幼児の成長発達の経過を、全体的、継続的に記録して、幼稚園における幼児の指導を、より適切にするための原簿である。
- (2) 記録すべき事項は、幼稚園教育の目的や目標から考えて、特に必要と認められる最小限のものをえらんでいる。
- (3) 項目は、小学校教育との連関をじゅうぶん

考慮し、かつ幼児の全体的発達に必要なもののみをえらんでいる。

- (4) 記録の方法は、できうるかぎり客観的に、しかも簡単に、かつ容易に記録できるようになっている。

「趣旨」の中で注目すべきは、(3)の「幼児指導要録」の項目が、小学校教育との関連を十分に考慮されていることである。

### 2. 「幼児指導要録」における「音楽リズム」と「動きのリズム」の表記と取り扱い

「幼児指導要録」に記載されている保育内容に関する項目は、「身体の状況」、「健康の習慣」、「しごとの習慣」、「社会生活」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画 製作」の8項目あり、各々の項目には更に、具体的な評価項目が設定されている。これは、『保育要領』の12項目に比べ減っていることに加え、後の「幼稚園教育要領」の6項目(「健康」、「社会」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画製作」)に類似していることが注目される。

「音楽リズム」に記載されている具体的な評価項目は、1. 気持ちのままに喜んで歌う、2. 気持ちのままに喜んで楽器をひく、3. 気持ちのままに喜んで動きのリズムを表現する、4. 喜んで音楽を聞くであり、「動きのリズム」という用語も見られる。これまで、「音楽リズム」、「動きのリズム」が採用されたのは、昭和28年に刊行された『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が最初であったとされてきた。それは、坂元彦太郎によって記された「音楽リズムのなりたち」<sup>20)</sup>等によるところが大きいと考えられる。「幼児指導要録」(昭和26年)に記載されていることは注目される。

保育要領改訂委員会資料(昭和24年)には「音楽」と「リズム」の間に、「、」または「・」が付けられていた<sup>21)</sup>。しかし、「指導要録」の項目名は、「音楽リズム」であり、保育要領改訂委員会資料(昭和24年)との違いが見られることは注目すべき点である。

## Ⅵ. 「幼稚園教育要領」作成への動き—幼稚園と小学校との関連の考慮—

### 1. 「幼稚園教育の要領編集委員会」の発足(昭和26年5月)と編集方針

昭和26年5月、「幼稚園教育の要領編集委員会」が発足する。同委員会委員であった宮内孝は、保育要領改訂の理由について、「学習指導要領一般編(小学校から高等学校までのものである)が改訂されることになったので、幼稚園の方もそれに追隨して保育要領を改訂することになったと解される」<sup>22)</sup>と記している。

宮内によれば、委員会に示された作成要領には、「幼稚園がその教育の目的や目標を達成するために、幼児をどのように理解し、その教育内容をどのように選んで幼児を指導していったらよいか等について研究するための手びきとしてつくる」<sup>23)</sup>と記載されていたことを述べている。

また、委員会は文部省に対して次の3点を申し入れ、堅持したことを述べている<sup>24)</sup>。

- (1) 要領を編集するというより、この会合によって自分たちの勉強をするという態度でのぞみたい。
- (2) 現在の小学校教育をそのまま肯定し、それに歩調を合わせるといふ行き方ではなく、幼稚園から小学校以上の教育を改革して行くという態度でのぞみたい。即ち、小学校との関連において幼稚園教育を考えるけれども、それはどこまでも幼稚園教育の立場に立って考えること。」
- (3) 幼児教育という漠然としたものではなく、「学校としての幼稚園」の教育について系統的に組織づけること。

宮内の回想において、文部省が「幼稚園教育の要領編集委員会」に対して幼稚園の手引きとして作ることを申し入れており、これに対して同委員会が、幼稚園教育の立場に立った「小学校の関連」、「『学校としての幼稚園』の教育について系統的に組織づける」姿勢で臨んでいることは注目すべき点である。

なぜならば、『保育要領』が幼稚園、保育所、家庭における手引書であったのに対して、文部省

が幼稚園のための手引書を作成することを示しているからである。また、「幼稚園教育の要領編集委員会」が幼稚園の立場に立ったものとしながらも、小学校の連関を考え、学校教育の中に系統的に組織づける姿勢を文部省側に申し入れているからである。

### 2. 「幼稚園教育の要領編集委員会」の答申(昭和27年8月)

「幼稚園教育の要領編集委員会」は昭和27年8月に答申を出す。「その答申の全ぼうは、現在の状態では永久に日の目を見ない」<sup>25)</sup>結果に終わる。この答申は「幼稚園教育全般にわたるものであり、これを出版したならば、A5版四、五百頁になると思われる内容をもったものであった」<sup>26)</sup>。

## Ⅶ. 日本の独立と『幼稚園のための指導書 音楽リズム』刊行への影響

### 1. 坂元彦太郎の言説

「保育要領改訂委員会」が設置されたのは、日本が占領下にあった昭和23年のことであった。そして、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が刊行されたのは日本独立後の昭和28年のことであった。

社会情勢の変化も文部省の姿勢などに変化をもたらしたことが、坂元の次の言葉から窺える。

「私が省外に出たあとでは、文部省の姿勢が次第にかわっていったように感じます。ことに、大きな転機をもたらしたのは、二十六年の講和条約の締結ではなかったでしょうか。それまでにも、すでにそういう兆しがあったのですが、二十七年以後急速に戦後の施策を『是正』しようとする動きが高まったようでした」<sup>27)</sup>

### 2. 保育要領改訂委員の証言

一方、「保育要領改訂委員会」の委員の他、他の委員も兼任していた眞篠将氏は筆者が行ったインタビューの中で次のように語っている。

問い：28年にこれ(幼稚園のための指導書 音楽リズム)は出来ているんですけど、出来上がったのは講和条約後ですから。その間にまた変わったんですね。

真篠：変わりましたね。全面的じゃないけど部分的にね。アメリカナイズで殆ど今まで通用していたのがガラッと変わっちゃったと、またそれをもう一回戻すということが行われました。

問い：それで(『幼稚園のための指導書 音楽リズム』刊行までに)時間がかかったというのもあるんですね。

真篠：ありますね。

両者の言説からは、日本の独立が、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の刊行などに影響を及ぼしたことが窺えるが、その詳細については不明である。

#### VIII. 幼児教育における「音楽リズム」と小学校教科の「音楽」

山下俊郎は『保育要領』作成のメンバーであり、保育要領改訂委員である。山下は、昭和27年、「保育カリキュラムの構成」<sup>28)</sup>において小学校の教科につらなるものとして保育内容を整理している。その中で、山下は、幼児教育における「音楽リズム」は『保育要領』の「音楽」と「リズム」であり、それらは、小学校教科の「音楽」につらなるとしている。

山下は、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が刊行される前から、「音楽リズム」は、小学校の「音楽」に関連するものとの認識していたのである。

#### IX. 『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年2月)の刊行と内容及び特徴

##### 1. 『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の刊行

(1) 『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の刊行  
昭和28年2月10日文部省から『幼稚園のための指導書 音楽リズム』は、刊行された。

同本は、頁記載のない表現活動をしている子どもの写真、まえがき、保育要領改訂委員会委員及び関係協力者(アイウエオ順)、目次に加え、序論から始まる25頁、楽譜77頁からなるB5版の印刷物である。

##### (2) 「幼稚園教育要領」と『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の関係

文部省の玉越三朗は、昭和28年『幼児の教育』の「幼稚園最近のすう勢」(夏季保育誌上講習会)<sup>29)</sup>に、「文部省でも教育課程の基準を示す『幼稚園教育要領』を、また、指導上の参考として、『幼稚園のための指導書』を経験内容の各系列ごとに編纂しようとしている。(音楽リズム篇は刊行済み)」と記載している。

また、幼稚園教育の要領編集委員会委員であった宮内孝は、昭和30年『幼児の教育』の「幼稚園教育要領(案)とその問題(第3回)」<sup>30)</sup>に、「音楽リズムを除いては指導書が出されていない現状では、なるべく具体的に表現し、具体的に表現し難いもの、或は具体的に表現したら誤解をまねきやすいものについては抽象的に現わす方が妥当であると私は考える」と記載している。

これらのことから『幼稚園のための指導書 音楽リズム』は、「幼稚園教育要領」の指導書として位置づけられていると推察される。

##### (3) 「保育要領改訂委員会」委員の変動

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』には、「保育要領改訂委員会委員及び関係協力者(アイウエオ順)」として、22名の委員名と所属が記載されている。

昭和24年6月における「保育要領改訂委員名簿」<sup>31)</sup>に記載のない、伊藤忠二、坂元彦太郎、水谷光の名が『幼稚園のための指導書 音楽リズム』には記載されている。逆に、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』に名前記載がない委員は、戸倉ハル、大中寅二、三木安三、山田充である。

坂元によれば「保育要領改訂委員会」を発足した時のメンバーは、邦正美、諸井三郎、水谷光、副島ハマであり、時期は不明であるが、邦は途中で「同委員会と縁を切」<sup>32)</sup>っている。このように、坂元が委員を招集した当初から、文部省の改組時を経て、刊行までの間に委員の変動があったことが明らかとなった。



## 2. 『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の内容と特徴

### (1) 序論における「音楽」、「リズム」、「動きのリズム」

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』では、「幼児指導要録」同様「音楽リズム」という用語が用いられている。

同書序論<sup>33)</sup>の中で、「リズム」は多義的な用語として用いられていることが窺われる。また、幼児のリズムに対する模倣性や創造的表現性を適度に導くことにより、「音楽と動きのリズムを両者密接な関係において効果的にのばすことができる」と記載されていることから、保育要領改訂委員会資料(昭和24年)に記載されていた「リズム」が<sup>34)</sup>、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』では「動きのリズム」として用いられていることが推察される。

(2) 『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の構成  
『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の目次<sup>35)</sup>は次の通りである。

- まえがき
- I 序論
- II 幼児の音楽リズム指導の目標
- III 幼児の生活と音楽リズムとの関係
  - 1 幼児は何をもとめているか
  - 2 幼児の特質と音楽リズム
  - 3 幼児はみんな音楽的素質をもっている
  - 4 指導上の基本的な諸問題
- IV 幼児の生理的・心理的発達と音楽リズムとの関係
- V 幼児の音楽経験の指導
  - 1 聞くこと
  - 2 歌うこと
  - 3 ひくこと
  - 4 動きのリズム
- 付録 楽譜
  - 楽譜目次
  - 凡例
  - 歌唱ならびに器楽合奏に用いる曲
  - 動きのリズムならびに器楽合奏に用いる

### 曲(外国の民謡その他)

「動きのリズム」は、「聞くこと」、「歌うこと」、「ひくこと」とともに「V 幼児の音楽経験の指導」の箇所ですべられ、音楽経験の一要素として位置づけられている。

(3) 『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の「幼児の音楽リズム指導の目標」などにみられる「音楽」への傾斜

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の「II 幼児の音楽リズム指導の目標」<sup>36)</sup>は次の通りである。

幼児にいろいろの音楽的経験を与え、美しい心情を養い、幼児の生活を豊かにする。

この目標を達成するために、幼児が次の事ながらを経験するようにさせる。

- イ よい音楽(声楽・器楽)をたくさん聞く。
- ロ いろいろな種類の歌を歌う。
- ハ リズムに合わせて自由にからだを動かす。
- ニ いろいろな楽器やその音色に親しむ。
- ホ 自分の声で、いろいろな音を出してみる。

保育要領改訂委員会資料(昭和24年)では、「音楽、リズム教育の目標」として、「音楽美の感得」と「リズムの体得」を目標としていた<sup>37)</sup>。しかし、上記の『幼稚園のための指導書 音楽リズム』では、「いろいろの音楽的経験を与え、美しい心情を養い、幼児の生活を豊かにする」ことが目標として記載されている。

また、保育要領改訂委員会資料(昭和24年)では、「音楽美の感得」と「リズムの体得」という目標を達成するための能力として、「ホ リズムを身体で表現する力をつける」が記載されていたが<sup>38)</sup>、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』では、「音楽的経験」による目標を達成するために、「ハ リズムに合わせて自由にからだを動かす」が記載されている。

以上のことから、保育要領改訂委員会資料(昭

和24年)「幼児のためのおんがくとリズムの本」では、「音楽」と「リズム」に関する目標が示されているのに対して、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』では、「音楽」に関する目標が示されており、「音楽」に傾斜していることが窺われる。

#### (4)「動きのリズム」の内容と特徴

##### ①「動きのリズム」の内容

「動きのリズム」の構成は次の通りである<sup>39)</sup>。

##### (1) 一般目標

自由に優美に身体を動かす能力を養う。

##### (2) 具体的指導目標

一般目標に基き、具体的指導目標として、次のようなものがあげられる。

イ 自分の感じたこと、考えたことを、そのまま身体的なリズムをもって表現する。

ロ 音楽に反応し、リズム的な動きをもってそれを表現する。

ハ 大きく伸び伸びとした動きができるようになる。

ニ 美しい動きを見て、美しいと感じるようになる。

ホ リズミカルな動きを楽しんでするようになる。

##### (3) 動きのリズムの指導

イ 基礎的指導

ロ 自由表現の取扱

ハ 多面的な取扱

##### (4) 評価

イ 喜んで、動きのリズムを気持ちのままに表現するようになったか。

ロ 音楽を聞いて顔に表情を示したり、からだを動かしたり、運動を起したりするようになったか。

ハ 音楽の速度に合わせて歩くことができたか。

ニ 音楽の強弱に応じて、動きができるようになったか。

ホ 音楽の拍子に合わせて、動きができるようになったか。

ヘ 大きくのびのびした動きが、できる

ようになったか。

ト グループのなかにいるということを考慮しながら、動きのリズムの表現をするようになったか。

チ 美しい動きを見て、美しいと感じるようになったか。

リ リズミカルな動きを楽しむようになったか。

##### ②「動きのリズム」の特徴

「動きのリズム」の構成において、「(1) 一般目標」に記載されている「自由に優美に身体を動かす能力を養う」は、「身体の動き」に関する内容である。また、「(2) 具体的指導目標」に関しても、「動き」に関する記載が多い。

しかし、「(4) 評価」に関しては、「ハ 音楽の速度に合わせて歩くことができたか」のように、「音楽」に対する「動き」の評価項目が見られるなど、目標との不一致がみられる。

「(3) 動きのリズムの指導」の項目として、「イ 基礎的指導」、「ロ 自由表現の取扱」「ハ 多面的な取扱」が挙げられている。

「イ 基礎的指導」には、更に次の内容が記載されている。

- ・速度感を養うことを主とする。
- ・強弱感を養うことを主とする。
- ・拍子感を養うことを主とする。
- ・音楽のリズムを聞き取り、感じさせる方法としては次のようなものがあげられる。
- ・動く場合には、歌いながら、または旋律を口ずさみながら行えば、不自然な動作はなくなり、音楽と動作がよく調和する。
- ・速度感・強弱感・拍子感を養うことを主とする場合は、その指導の目的から、必ず1拍1動作で行う。
- ・伴奏は、それぞれの指導目標、つまり、速度感・強弱感・拍子感などに適合するようめいりようにひく。

『保育要領』の「リズム」に記載されていた「唱歌遊び」の中に、歌に合わせて遊ぶことに関する記載があるが、「イ 基礎的指導」に同

様の記載が見られる。しかし、上記「音楽のリズムを聞き取り、感じさせる方法」、「速度感・強弱感・拍子感を養うことを主とする場合は、その指導の目的から、必ず1拍1動作で行う」のように、「動き」を音楽のリズムのために用いることや、音に動作を合わせることに重きが置かれている点に注目する必要がある。

「ロ 自由表現の取扱」、「ハ 多面的な取扱」に関しては、『保育要領』の「リズム」に記載されていた、「リズム遊び」に関する内容を具体的に示している。『保育要領』では、「音楽」に合わせて表現して遊びたがることが記載されているが、「ロ 自由表現の取扱」には、「動き」を「音楽」に合わせてすることに関する記載はなく、自由な動きに関する説明と具体的内容が記されている。

このように、「(3) 動きのリズムの指導」には、『保育要領』の「唱歌遊び」と「リズム遊び」に記されている内容と同じような内容が示されており、「動き」に関して、「音楽」を中心とした内容と「動き」を中心とした内容が記載されている。しかし、記載されている分量は、「音楽」を中心とした内容の方が多いことは注目される。

### 3. 内容に対する保育要領改訂委員の見解

保育要領改訂委員であった山村きよは、昭和28年に刊行された『幼稚園のための指導書 音楽リズム』を見た時の感想を昭和28年の『幼児の教育』に次のように述べている<sup>40)</sup>。

中身を拝見してまず驚いた一人です。こんなにも簡単にまとまってしまったのかと……改訂委員の一人に加えていたゞいた私はあの三十何回にわたって熱心にご協議下さった先生方がそれぞれの専門的立場で沢山の資料を示してくださって、御高説のプリントが回を重ねる度に厚く重なって行ったことを知っているだけに、資料の中のものをもっともっと沢山皆さんにお目かけられたらと残念に思う一人です。そういう意味ではあの指導書に印刷されている活字一つ一つに重要な意味がふくまれているわけで、一字ものこさずに充

分よみとらねばならないという感じを人一倍多く持っている者の一人ともいえるでしょう。

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』は「幼稚園教育要領」の指導書として刊行されている。しかし、「保育要領改訂委員会」で示され、協議された多くの資料が、驚くほど簡単にまとめられたために、記載されている活字一つ一つに含まれている重要な意味を一字も残さず十分に読み取らねばならない指導書になったと推察される。

### X. まとめ

以下に、昭和24年10月以降の文部省による幼稚園教育課程や幼児指導要録作成の動き及びその中での「リズム」、「動きのリズム」がどのように取扱われたのかについて明らかになったことをまとめ、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の音楽傾斜に至る背景について考察を試みたい。

昭和24年半ばからの文部省において、幼稚園の教育課程及び指導要録の作成の動きがみられる。「教育課程審議会総会議事録」(昭和24年12月)からは、文部省が、幼稚園の教育課程を小学校との関連において考えていたことや、『保育要領』の「リズム」を小学校の「音楽」に繋がるものと認識していた可能性が示された。教育課程審議会には、保育要領改訂委員であった大島文義が文部省初等局長として、山下俊郎は委員として参加している。

文部省は、翌昭和25年1月に「幼稚園教育課程、幼児指導要録協議会」を立ち上げ、幼稚園の教育課程と指導要録の作成を本格化させたが、保育要領改訂委員の山村きよは同協議会の委員でもあった。

昭和25年2月に開催された「幼稚園教育課程研究協議会」は、文部省が協議してきた幼稚園の教育課程及び『保育要領』の改訂について、その趣旨を各地に知らせるとともに、地方の現場から意見を聞くためのものであった。それは、3県で行われたが、時間割に、「音楽とリズム(保育要領改訂)」と記載されていること、及び、日程の中で「音楽とリズム」の全体に占める割合が高いことは注目すべき点である。しかし、「遊戯」が依然根強く残っていた状況では、「音楽とリズム」の

特に「動きのリズム」に対して参加者の十分な理解は得られなかったことは、「幼稚園教育課程研究協議会」以後も「動きのリズム」という言葉を使った昔のままの「遊戯」の内容の解説書の出版や発表会が行われたことから窺える。

「幼児指導要録」は翌26年3月に公表されたが、その項目は小学校教育との関連を強く意識したものであった。注目すべきは、保育内容の項目が「身体状況」、「健康の習慣」、「仕事の習慣」、「社会生活」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画製作」となり、『保育要領』の12項目に比べて項目数が減っていること、項目に「音楽リズム」という用語が使用されていることである。「音楽リズム」に記載されている、具体的な評価項目は、1. 気持ちのままに喜んで歌う、2. 気持ちのままに喜んで楽器をひく、3. 気持ちのままに喜んで動きのリズムを表現する、4. 喜んで音楽を聞くであり、「動きのリズム」という用語も見られる。

昭和26年5月、「幼稚園教育の要領編集委員会」が発足する。学習指導要領一般編（小学校から高等学校まで）が改訂されることに連動して、『保育要領』を改訂するためであった。その作成の方針は、幼稚園の手引きとして作ることや、小学校の関連において幼稚園教育を考えることであった。

保育要領改訂委員会が設置されたのは、日本が占領下にあった昭和23年のことであった。そして、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が刊行されたのは日本独立後の昭和28年のことであった。保育要領改訂委員であった坂元と真篠の言説からは、日本の独立が、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の刊行などに影響を及ぼしたことが窺える。しかし、その詳細については不明である。

『保育要領』作成委員であり、保育要領改訂委員でもあった山下俊郎は、昭和27年つまり『幼稚園のための指導書 音楽リズム』刊行以前に、雑誌の中で、幼児教育における「音楽リズム」は『保育要領』の「音楽」と「リズム」であり、それらは小学校の「音楽」に連なるという見解を示している。これは、『保育要領』の「リズム」を小学校の「音楽」に繋がることとした、教育課程審議会（昭和24年12月）における認識と同じであり、『保育要領』の「リズム」が「遊戯」に代わる、身体的

な運動や表現として十分理解されなかった可能性が考えられる。

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の構成は、「まえがき」、「Ⅰ 序論」、「Ⅱ 幼児の音楽リズム指導の目標」、「Ⅲ 幼児の生活と音楽リズムとの関係」、「Ⅳ 幼児の生理的・心理的発達と音楽リズムとの関係」、「Ⅴ 幼児の音楽経験の指導」、「付録」などで構成され、「動きのリズム」は、「聞くこと」「歌うこと」「ひくこと」とともに、「Ⅴ 幼児の音楽経験の指導」の箇所ですべて述べられ、音楽経験の一要素と位置づけられている。また、保育要領改訂委員会資料（昭和24年）の「音楽、リズム教育の目標」では、「音楽」と「リズム」に関する目標が示されていたのに対して、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の「Ⅱ 幼児の音楽リズム指導の目標」では、「音楽」に関する目標のみが示されていることなど、「音楽」に傾斜していることが窺える。「動きのリズム」に記載されている「(1) 一般目標」及び「(2) 具体的指導目標」は「動き」に関する内容であるが、「(4) 評価」には、「ハ 音楽の速度に合わせて歩くことができたか」のように「音楽」に対する「動き」の評価項目が見られ、目標との不一致がみられる。「(3) 動きのリズムの指導」には、『保育要領』の「唱歌遊び」と「リズム遊び」に記されている内容と同じような内容が具体的に示されている。ここでは、「動き」に関して、「音楽」を中心とした内容と「動き」を中心とした内容の両方が記載されているが、記載されている分量は、「音楽」を中心とした内容の方が多いことが注目される。

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』は、「幼児指導要録」と同様「音楽リズム」という用語が使用されている。また、「リズム」が多義的な用語として用いられ、身体の動きに関する用語として「動きのリズム」が用いられている。同書には、「保育要領改訂委員会委員及び関係協力者」氏名が記載されているが、これと「保育要領改訂委員名簿」（昭和24年6月）に記載されている氏名には違いがあり、委員会発足から刊行までに委員の変動があったことが明らかになった。

「幼稚園教育要領」の指導書という位置づけであった100頁ほどの『幼稚園のための指導書 音楽リズム』について、保育要領改訂委員であった

山村きよの証言からは、「保育要領改訂委員会」で示され、協議された多くの資料が驚くほど簡単にまとめられていること、そのため記載されている活字一つ一つに含まれている重要な意味を読み取らねばならない指導書となったことが窺える。

以上、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が刊行されるまでの経過から、同書が音楽に傾斜するもので終わった背景として、文部省が幼稚園の教育課程を小学校との関連において考え、『保育要領』の「リズム」を小学校の「音楽」に繋がると考えたことや、『保育要領』の「リズム」が「遊戯」に代わる、身体的な運動や表現として十分理解されなかった可能性、講和条約以降の文部省の姿勢の変化、「動きのリズム」に対する現場の理解が十分浸透しなかったことなどが推察された。

## 謝辞

本研究「『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行過程の研究」をまとめるにあたり、御教授を賜りました寶學淳郎氏、御助言を賜りました大久保英哲氏、インタビューを快く受けくださった故真篠將氏、インタビュー調査をサポートしてくださった村浦とく氏、資料収集をサポートしてくださった国立教育政策研究所教育図書館員の皆様に心より深く感謝申し上げます。

## 〈付記〉

本稿は、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行の経緯―「リズム」と「動きのリズム」の取り扱いを中心として―(田邊圭子 平成25年度金沢大学大学院教育学研究科 教育実践高度化専攻 修士論文)の第3章、第4章に加筆、修正を加えたものである。

## 〈引用文献〉

- 1) 田邊圭子、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行過程の研究(1)―戦後教育改革期における「遊戯」刷新の動きと坂元彦太郎の「リズム」構想(昭和22年―23年)―、北陸学院大学・北陸学院大学短期大学研究紀要第7号、2014年
- 2) 田邊圭子、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』(昭和28年)刊行過程の研究(2)―保育要領改訂委員会資料(昭和24年)と関係者へのインタビュー調査から―、北陸学院大学・北陸学院大学短期大学研究

紀要第8号、2015年

- 3) 坂元彦太郎、森上史郎、「幼稚園教育要領」に至る背景、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年、pp.121―122.
- 4) 第4回教育課程審議会総会議事録、国立教育政策研究所教育図書館所蔵『大島文旧蔵文書目録』、資料番号26⑧、国立教育政策研究所、2002年
- 5) 学校教育課程及び編製の基準に関する法律案、国立教育政策研究所教育図書館所蔵『大島文義旧蔵文書目録』、資料番号25、国立教育政策研究所、2002年
- 6) 文部省、『幼稚園教育百年史』、1979年、p.527.
- 7) 同上書、pp.527―528.
- 8) 第4回教育課程審議会総会議事録、国立教育政策研究所教育図書館所蔵『大島文旧蔵文書目録』、資料番号26⑧、国立教育政策研究所、2002年
- 9) 玉越三朗、幼稚園基準制定への動きといきさつ、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年、p.132.
- 10) 同上書、p.133.
- 11) 文部省初等中等教育局、幼稚園教育課程研究協議会開催について(官廳公示連絡事項)、幼児の教育49(2)、1950年、pp.38―39.
- 12) 同上書、p.38.
- 13) 同上書、p.39.
- 14) 文部省『幼稚園のための指導書 音楽リズム』、1953年、まえがき.
- 15) 山村きよ、改訂された「音楽リズムの指導書」にもとづいて、幼児の教育52(12)、1953年、p.19.
- 16) 同上書、p.19.
- 17) 坂元彦太郎、幼稚園教育要領の作成、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年、p.112.
- 18) 玉越三朗、幼稚園基準制定への動きといきさつ、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年、p.112.
- 19) 玉越三朗、幼稚園における指導要録について、初等教育資料(12)5月号、1951年、p.30.
- 20) 坂元彦太郎、「音楽リズム」の成り立ちについて(音楽リズム特集号)、幼児の教育、59(6)、1960年
- 21) 前掲書2)、p.76.
- 22) 宮内孝、幼稚園教育要領(案)とその問題(第2回)、幼児の教育54(4)、1955年、p.35.
- 23) 同上書、p.34.
- 24) 同上書、p.36.

- 25) 同上書、p.37.
- 26) 同上書、p.38.
- 27) 坂元彦太郎、幼稚園教育要領の作成、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年、p.122.
- 28) 山下俊郎、保育カリキュラムの構成、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年、p.495.
- 29) 玉越三朗、幼稚園最近のすう勢（夏季保育誌上講習会）、幼児の教育52（7）、1953年、p.24.
- 30) 宮内孝、幼稚園教育要領（案）とその問題（第3回）、幼児の教育54（4）、1955年、p.45.
- 31) 前掲書2）、pp.72-73.
- 32) 前掲書20）、p.5.
- 33) 文部省、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』明治図書、1953年、p.1.
- 34) 前掲書2）、p.80
- 35) 前掲書33）、目次
- 36) 同上書、p.2.
- 37) 前掲書2）、p.76、p.80.
- 38) 前掲書2）、p.76、p.80.
- 39) 前掲書33）、pp.20-25.
- 40) 山村きよ、改訂された「音楽リズムの指導書」にもとづいて、幼児の教育52（12）、1953年、p.19.
- 坂元彦太郎、「音楽リズム」の成り立ちについて、幼児の教育59（6）、1960年
- 玉越三朗、幼稚園における指導要録について、初等教育資料（12）、1951
- 玉越三朗、幼稚園最近のすう勢（夏季保育誌上講習会）、幼児の教育52（7）、1953年
- 宮内孝、幼稚園教育要領（案）とその問題（第2回）、幼児の教育54（4）、1955年
- 文部省初等中等教育局、幼稚園教育課程研究協議会開催について（官廳公示連絡事項）、幼児の教育49（2）、1950年
- 文部省、『幼稚園教育百年史』、1979年、p.527
- 文部省、昭和三十二年（試案）保育要領—幼児教育の手びき—、1948年
- 山村きよ、改訂された「音楽リズムの指導書」にもとづいて、幼児の教育52（12）、1953年
- 山下俊郎、文部省の「保育要領」刊行、『戦後保育所の歴史』、全国社会福祉協議会、1978年

#### 〈主要参考文献〉

- 石川眞佐江、幼稚園教育要領における音楽活動の位置づけの歴史の変遷：領域〈音楽リズム〉から領域〈表現〉への転換を中心に、静岡大学教育学部研究報告、教科教育学篇、44、2013年
- 遠藤明子他、『日本幼児保育史 第六巻』、フレーベル館、1978年
- 大岡ヨト、主要な保育雑誌に見る幼児教育モデルカリキュラムと「幼稚園教育要領」（1956年）との関係に関する一考察、早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊19号-2、2012年
- 大岡ヨト、「幼稚園教育要領」（1956年）作成の政策的背景とその特質、早稲田教育 評論、第26巻第1号、2012年
- 岡田正章他、『戦後保育史 第1巻』、日本図書センター、2010年
- 岡田正章他、『戦後保育史 第2巻』、日本図書センター、2010年
- 岡田正章他、『日本幼児保育史、第三巻』、フレーベル館、1973年